

ガス溶接

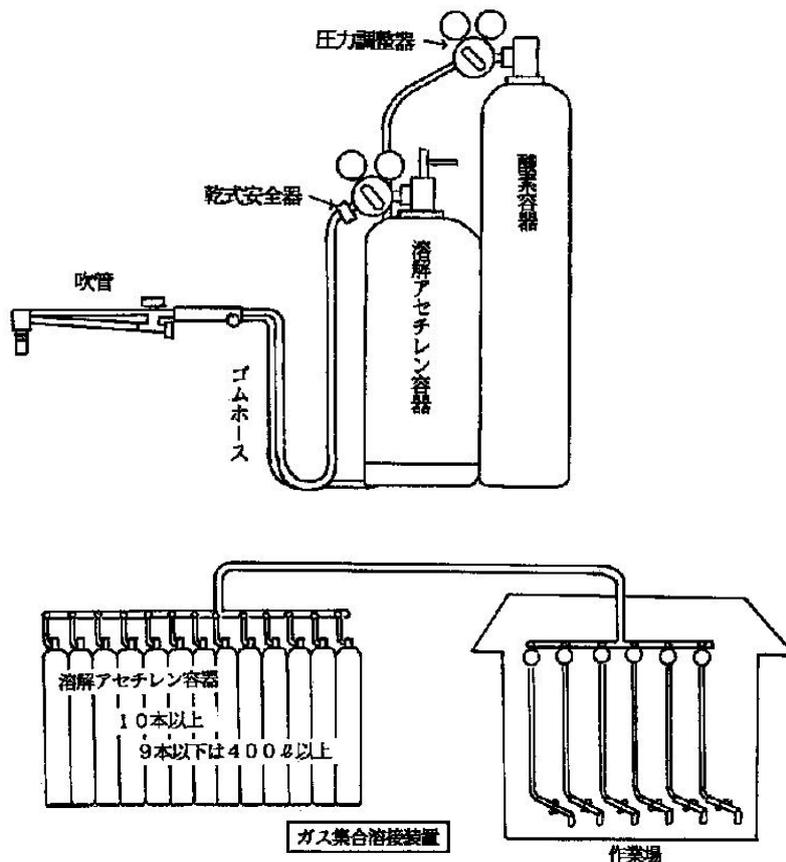
可燃性ガスと酸素を用いて、金属の加熱・溶接・切断の作業を行うときは、ガス溶接技能講習を修了していなければなりません。

建築・土木の現場でも広く求められている資格です。 (法第61条、令第20条、別表第18)

講習科目と時間数

講習科目	時間数	合計
ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素に関する知識	3	14
ガス溶接等の業務のために使用する設備の構造及び取り扱いの方法に関する知識	4	
関係法令	1	
ガス溶接等の業務のために使用する設備の取り扱い（実技）	5	
修了試験	1	

※ 可燃性ガス：水素、アセチレン、メタン、プロパン等（15℃、1気圧で可燃性の気体）



◀ その他の資格 ▶

◎ ガス溶接作業主任者免許

作業主任者になるための資格で、通常の作業については、ガス溶接技能講習の資格ですべて取り扱い作業ができます。

ガス溶接装置のうちアセチレン装置又はガス集合溶接装置を取扱う場合は作業主任者（指揮監督者）

を選任することになっていますが、それ以外の装置については選任する必要はありません。
受験には実務経験が必要です。(法第 14 条、令第 6 条、規則第 69 条)